

○水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則

平成28年4月1日規則第12号

水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水俣市高等教育・研究活動拠点施設（以下「水俣環境アカデミア」という。）の設置等に関する条例（平成27年条例第35号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の業務)

第2条 事務局の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水俣環境アカデミアの管理運営に関すること。
- (2) 水俣環境アカデミアの使用許可に関すること。
- (3) 水俣環境アカデミアの使用料の徴収に関すること。
- (4) 情報の収集、整理、保管に関すること。
- (5) 情報公開及び発信に関すること。
- (6) 水俣環境アカデミアの運営計画に関すること。
- (7) 水俣環境アカデミアの維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- (8) 水俣地域で実施される高等教育・研究活動及び産学官民連携の促進、支援等に関すること。
- (9) その他庶務に関すること。

(所長の業務)

第3条 所長の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水俣地域における高等教育・研究活動の成果の活用及び実施に関すること。
- (2) 学識経験者等の助言、提言、意見等の活用及び実施に関すること。
- (3) 水俣環境アカデミアの運営計画の決定に関すること。
- (4) 事業の進行管理に関すること。
- (5) 水俣地域で実施される高等教育・研究活動に対する助言に関すること。
- (6) 国内外の産学官民とのネットワークの構築に関すること。
- (7) その他水俣環境アカデミアの設立目的を達成するために必要なこと。

(使用許可申請書)

第4条 水俣環境アカデミアを使用しようとする者は、使用日の30日前から使用日までに水俣環境アカデミア使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りではない。

(使用許可)

第5条 市長は、条例第7条の規定により許可した者には、水俣環境アカデミア使用許可書（様式第2号）を交付する。

2 水俣環境アカデミアの使用許可の順位は、申請書の提出の順序による。ただし、市長が高等教育・研究活動の促進又は公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 水俣環境アカデミアの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が水俣環境アカデミアを使用する際は、常に許可書を携帯していなければならない。

(使用の変更又は取消し)

第6条 使用者が使用許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときは、使用日の4日前までに水俣環境アカデミア使用変更・取消申請書（様式第3号）を市長に提出しなければ

ばならない。

- 2 市長は、使用許可事項の変更を許可したときは、提出された許可書に必要事項を記載してこれを交付し、使用許可を取り消したときは、水俣環境アカデミア使用許可取消承認通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（使用制限等の通知）

- 第7条** 市長は、条例第9条の規定により使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずる場合は、水俣環境アカデミア使用許可取消・使用中止通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（使用料の還付）

- 第8条** 条例第13条第2項に定めるところにより使用料の還付を受けようとする者は水俣環境アカデミア使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の還付を決定したときは、水俣環境アカデミア使用料還付通知書（様式第7号）を交付するものとする。

（使用料の減免）

- 第9条** 条例第14条の規定により使用料を免除又は減免する場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 水俣市が主催する事業の場合 免除
- (2) 国及び熊本県が主催する事業の場合 免除
- (3) 高等教育・研究機関が主催する事業の場合 免除
- (4) 高等教育・研究機関と連携し、市内の事業者または地域団体等が実施する事業の場合 免除
- (5) 市内の小学校、中学校及び高等学校が教育活動の一環として使用する場合 免除
- (6) 市内事業者及びその他公共的性格を有する団体が主催する各種の事業で市長が必要と認める場合 5割減免

- 2 前項第3号から第6号までに該当する使用者が、入場料及び会費を徴収して使用する場合は、減免の規定は適用しないものとする。

- 3 使用料の減免を受けようとする者は、水俣環境アカデミア使用料減免申請書（様式第8号）を申請書と同時に市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の減免を許可したときは、水俣環境アカデミア使用料減免許可書（様式第9号）を交付するものとする。

（水俣環境アカデミア使用者の心得）

- 第10条** 水俣環境アカデミア使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物、水俣環境アカデミア及び水俣環境アカデミア資料その他の備品を汚損若しくはき損し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 危険物及び動物を持ち込まないこと。
- (3) 他の使用者に迷惑をかけること。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 管理上の必要から職員の行う指示又は指導に従うこと。

（販売行為等の禁止）

- 第11条** 水俣環境アカデミアの建物及び敷地内において、販売、宣伝、陳列等の行為をしてはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（アカデミア事業推進会議の設置）

- 第12条** 水俣環境アカデミアの事業推進のため助言、提言及び支援を行うアカデミア事業推進

会議を設置する。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第2号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

水俣環境アカデミア使用許可書

団体名 氏名 住所 電話 下記のとおり、使用を許可します。 <p style="text-align: center;">水俣市長</p> <p style="text-align: center;">記</p>						指令第 号 年 月 日
使用目的						
日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで		時間			
予定人数	人	入場料	徴収する (円) ・徴収しない			
室名	1階	1. ラウンジ 2. ホール (交流スペース)		2階	3. ホール (交流スペース) 4. 調理室 5. 休憩室1 6. 休憩室2	
	3階	7. 研究スペース 8. 研究スペース (ブロック1) 9. 研究スペース (ブロック2) 10. 試料前処理室		4階	11. セミナー室1 12. セミナー室2 13. セミナー室3	
施設冷暖房	時間 (時 分から 時 分まで)					
施設器具	1. シャワー室 2. ドラフトチャンバー 3. 放送機材一式 4. パソコン機器一式 5. プロジェクター一式 6. モニター					
使用料金	室使用料	円 × 時間 × 室		円		
		円 × 時間 × 室		円		
		円 × 時間 × 室		円		
		円 × 時間 × 室		円		
		円 × 時間 × 室		円		
	冷暖房料	円 × 時間 × 室		円		
	シャワー室	円	ドラフト チャンバー	円	放送機材	円
	パソコン機器	円	プロジェクター	円	モニター	円
合 計					円	

様式第3号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

水俣環境アカデミア使用変更・取消申請書

年 月 日	
水俣市長 様	
申請者 住 所 _____	
氏 名 _____	
電 話 _____	
団体名 _____	
<p>水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則第6条の規定により下記のとおり（変更・取消）したいので許可されるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
許 可 番 号 及 許 可 年 月 日	年 月 日付け 水企指令第 号
変 更 内 容	変更前
	変更後
変 更 理 由	
取 消 理 由	
備 考	

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

水俣環境アカデミア使用許可取消承認通知書

指令第 号 年 月 日	
団体名 氏 名 住 所 電 話 下記のとおり、使用許可を取り消したので通知します。 <div style="text-align: right;">水俣市長</div> <div style="text-align: center;">記</div>	
許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	年 月 日 付 け 指 令 第 号
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで
取 消 理 由	

様式第5号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

水俣環境アカデミア使用許可取消・使用中止通知書

		指令第	号
		年 月	日
団体名 氏 名 住 所 電 話			
水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則第7条の規定に基づき下記のとおり通知します。			
水俣市長 記			
許 可 番 号 及 許 可 年 月 日	年 月 日	日 付 け	指 令 第 号
使 用 日 時	年 月 日 ()	時 分 从 从	時 分 从 从
内 容	使用許可取消 ・ 使用中止		
理 由			

様式第7号（第8条関係）

様式第7号（第8条関係）

水俣環境アカデミア使用料還付通知書

		指令第	号
		年 月	日
団体名 氏 名 住 所 電 話			
水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則第8条の規定に基づき下記のとおり通知します。			
水俣市長 記			
許 可 番 号 及 許 可 年 月 日	年 月 日	付 け	指 令 第 号
使 用 日 時	年 月 日 ()	時 分	から 年 月 日 () 時 分まで
既 納 の 使 用 料			
還 付 決 定 額			
備 考			

様式第8号 (第9条関係)

様式第8号 (第9条関係)

水俣環境アカデミア使用料減免申請書

年 月 日	
水俣市長 様	
申請者 住 所 _____	
氏 名 _____	
電 話 _____	
団体名 _____	
水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則第9条の規定により下記のとおり使用料の減免を申請します。	
記	
使用期間	年 月 日 時 分から (日間) 年 月 日 時 分まで
使用目的	
使用施設	
使用設備	
主催者名	
共同主催者が ある場合	
減免申請理由	<p>条例施行規則第9条第1項に規定する以下の事項に該当するため。</p> <p>(1) 水俣市が主催する事業の場合</p> <p>(2) 国及び熊本県が主催する事業の場合</p> <p>(3) 高等教育・研究機関が主催する事業の場合</p> <p>(4) 高等教育・研究機関と連携し、市内の事業者または地域団体等が実施する事業の場合</p> <p>(5) 市内の小学校、中学校及び高等学校が教育活動の一環として使用する場合</p> <p>(6) 市内事業者及びその他公共的性格を有する団体が主催する各種の事業で市長が必要と認める場合</p>
備 考	

様式第9号（第9条関係）

様式第9号（第9条関係）

水俣環境アカデミア使用料減免許可書

			指令第	号
			年 月	日
団体名 氏 名 住 所 電 話				
水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則第9条の規定により下記のとおり使用料の減免を決定します。				
水俣市長 記				
決 定 区 分	許可 不許可			
使 用 期 間	年 月 () 時 分から 年 月 () 時 分まで			
使 用 目 的				
使 用 施 設 使 用 設 備				
減 免 該 当 区 分				
使 用 料	使 用 料	減 免 額	使用料徴収額	
	円	円	円	
備 考				